

## 福祉のまちづくり条例の対象となる施設

**公共的施設** 不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で、県が定めた整備基準に適合するよう努めなければならない施設。

**特定施設** 公共的施設のうち一定規模以上の施設で、新築、増築、改築、新設等する場合に知事等への届出が必要な施設。

区 分	公 共 的 施 設		特定施設※
建 築 物	保健・福祉施設	市町村保健センター、児童福祉施設、老人福祉施設 など	すべて
	医療施設	病院、診療所	
	学校等	学校、専修学校、自動車教習所 など	
	公益事業の営業所等	郵便局、ガス・電気・電話の事業所	
	金融機関の店舗	銀行、信用金庫、農業協同組合など	
	火葬場	火葬場	
	集会・文化施設	集会場、公民館、図書館、博物館 など	
	公共交通機関の施設	港湾、空港、バス、鉄道の施設	
	飲食業・物品販売業・サービス業店舗	飲食業店舗、物品販売業店舗、理容所、美容所、クリーニング所、旅行代理店 など	300㎡超
	公衆浴場	公衆浴場	500㎡超
	スポーツ・興行・遊興施設	体育館、ボーリング場 劇場、映画館 ダンスホール、遊技場、パチンコ屋 など	
	展示施設	展示場 など	1,000㎡超
	宿泊施設	旅館、ホテル など	
	自動車車庫	自動車車庫	50戸超
	共同住宅等	共同住宅、寄宿舍	
	官公庁の庁舎	官公庁庁舎	すべて
	事務所	事務所	3,000㎡超
	公衆便所	公衆便所	すべて
複合施設	複合施設（ショッピングセンター など）	3,000㎡超	
建 築 物 以 外	道 路	道 路	すべて
	公 園	公園・緑地	児童遊園、港湾の緑地、都市公園
		動物園等	動物園、植物園、遊園地
路外駐車場	路外駐車場	駐車場法第12条の届出を要する施設	

※ 特定施設欄の面積は、当該施設の用途に供する部分の床面積のことを指す。

## 条 例 に 基 づ く 届 出 等 の 窓 口

### ○特定施設（建築物）の新築等（変更）の届出先

受 付 の 窓 口	県土木事務所建築指導課 青森市、弘前市、八戸市の建築担当課
-----------	----------------------------------

問 い 合 わ せ 先	所 在 地	電 話 番 号
青森県健康福祉部障害福祉課(全般)	青森市長島一丁目1-1	017-734-9307
青森県土木部建築住宅課(全般)	青森市長島一丁目1-1	017-734-9694
青森土木事務所建築指導課	青森市幸畑字唐崎76-4	017-728-0200
弘前土木事務所建築指導課	弘前市蔵主町4	0172-32-0282
八戸土木事務所建築指導課	八戸市尻内町字鴨田7	0178-27-5151
五所川原土木事務所建築指導課	五所川原市栄町10	0173-35-2105
十和田土木事務所建築指導課	十和田市西十二番町20-12	0176-23-4311
むつ土木事務所建築指導課	むつ市中央一丁目1-8	0175-22-1231
鱒ヶ沢土木事務所建築指導課	鱒ヶ沢町舞戸町字鳴戸384-37	0173-72-3135
青森市都市政策部建築指導課	青森市中央一丁目22-5	0177-34-1111
弘前市建設部建築指導課	弘前市上白銀町1-1	0172-35-1111
八戸市都市開発部開発指導課	八戸市内丸一丁目1-1	0178-43-2111

### ○特定施設（建築物以外）の新築等（変更）の届出先

受 付 の 窓 口	公共交通機関の施設：障害福祉課 公 園 { 児童遊園：こどもみらい課 港湾緑地：港湾空港課 都市公園：都市計画課 その他：障害福祉課 路 外 駐 車 場：都市計画課
-----------	---

問 い 合 わ せ 先	所 在 地	電 話 番 号
青森県健康福祉部障害福祉課	青森市長島一丁目1-1	017-734-9307
青森県健康福祉部こどもみらい課		017-734-9302
青森県土木部港湾空港課		017-734-9675
青森県土木部都市計画課		017-734-9684

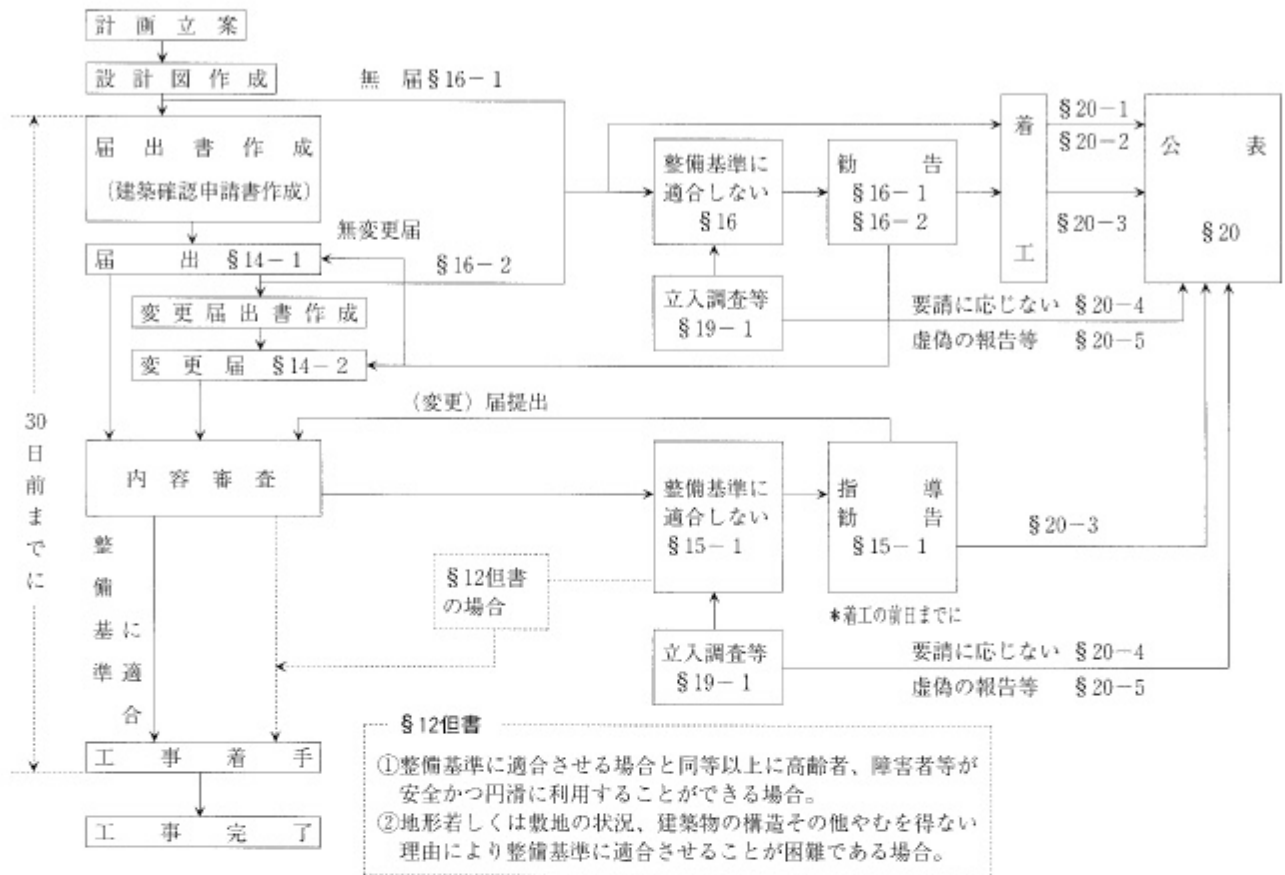
### ○適合証の交付請求先

受 付 の 窓 口	建築物 { 県土木事務所建築指導課 青森市、弘前市、八戸市建築担当課 既存建築物、建築物以外：障害福祉課
-----------	--

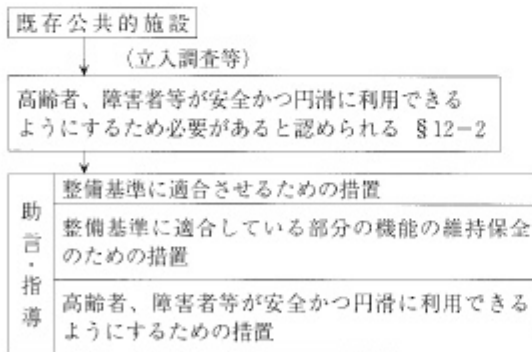
# 青森県福祉のまちづくり条例手続きの流れ

## 1. 特定施設の新築等の届出

〈事業者〉



## 2. 既存公共的施設における整備基準の遵守等



## 3. 公共車両等及び公共工作物に係る措置



# 福祉のまちづくり条例における整備基準・整備箇所

## 1. 条例とハートビル法の関係

「青森県福祉のまちづくり条例」は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」において対象としていない道路、公園、公共交通機関などの建築物以外の公共的施設をも対象とし、まちを構成している公共的施設の移動面や面的な広がりにも十分に配慮して、福祉のまちづくりを進めていくこととしています。

本条例とハートビル法の対象施設との比較表（概要）は、次頁のとおりです。

## 2. 条例の整備箇所・整備基準等の基本的な考え方

障害のある方や高齢の方などが公共的施設を安全かつ円滑に利用できるよう配慮を要する箇所について、建築物等の出入口や廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内の通路などを指定し、その整備基準等を、ハートビル法に規定している基礎的基準及び誘導的基準の考え方などを踏まえ、それらの箇所ごとに個別具体的に定めています。

### (1) 整備基準（基礎的基準）

高齢者、障害者等の利用を不可能としている障壁（バリア）を除去する必要最低限な水準として条例で定めた基準であり、福祉のまちづくりの基礎となる基準です。事業者は公共的施設を整備する場合、整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

また、この整備基準は、特定施設を整備する際に必要な新築等届に対して、県等が指導を行うときの基準となるものです。

### (2) 望ましい基準（誘導的基準）

整備基準が基礎的な基準を定めているのに対して、望ましい基準（誘導的基準）は、高齢者、障害者等が特段の不自由なく施設を利用できる基準として、今後の社会で目指していくべきより望ましい基準として、この整備マニュアル内で解説しています。この誘導的基準については、条例に基づく行政指導によって実現を求めるのではなく、福祉のまちづくりの普及啓発により事業者の自主的、自発的に取り組みを期待するものです。

○ 青森県福祉のまちづくり条例とハートビル法との対象施設と対象箇所との関係（概要図）

他法令等との関係	対象施設	規模	対象箇所	
			ハートビル法（施行規則）	青森県福祉のまちづくり条例（施行規則）
青森県福祉のまちづくり（施行規則） ハートビル法	1 病院又は診療所 2 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 3 集会場又は公会堂 4 展示場 5 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 6 ホテル又は旅館 7 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他にこれらに類するもの 8 体育館、水泳場、ボウリング場又は遊技場 9 博物館、美術館又は図書館 10 公衆浴場 11 飲食店 12 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 13 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 14 一般公共の用に供せられる自動車用車庫 15 公衆便所 16 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	床面積2000㎡以上	ア 出入口 イ 廊下等その他これに類するもの（スロープ） ウ 階段（踊場） エ 昇降機 オ 便所 カ 駐車場 キ 敷地内の通路	a 出入口 b 廊下等その他これに類するもの（スロープ） c 階段（踊場） d 昇降機（エレベーター） e 便所 f 駐車場 g 敷地内の通路 h 観覧席及び客席 i 浴室、シャワー室、脱衣室、及び更衣室 j 客室 k 受付カウンター及び記載台 l 公衆電話所 m 券売機 n 案内表示 o 授乳及びおむつ替えの場所
	17 興行施設（その他これらに類する施設→2を拡大） 18 集会施設（公民館、冠婚葬祭施設、その他これに類する施設→3を拡大） 19 展示施設（その他これに類する施設→4を拡大） 20 宿泊施設（その他これに類する施設→6を拡大） 21 身体障害者更生援護施設、知的障害者更生援護施設、老人福祉施設等の社会福祉施設等、介護老人保健施設、その他（保健・福祉施設→7を拡大） 22 スポーツ施設（その他これに類する施設→8を拡大） 23 遊興施設（ダンスホール、遊技場、まあじゃん屋、ぱちんこ店、カラオケボックス、その他これに類する施設→8を拡大） 24 文化施設（その他これに類する施設→9を拡大） 25 一般ガス事業の用に供する営業所及び事務所、一般電気事業の用に供する営業所等、第一種電気通信事業の用に供する営業所～公益事業の営業所等～→16を拡大） 26 学校等（→16を拡大） 27 官公庁の庁舎（→16を拡大） 28 火葬場 29 共同住宅、寄宿舎 30 事務所 31 複合施設（ショッピングセンター、駅ビルなど）	（施設により異なる）	<公共交通機関の施設（建築物を除く）> p 改札口 q 通路等、階段、エレベーター、便所、案内標示 r 乗降場 <道路> s 歩道等 t 横断歩道橋及び地下横断歩道 u 案内表示 <公園> v 出入口、便所、駐車場、案内表示 w 園路 x 附帯設備（ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他） <路外駐車場> y 路外駐車場	
	32 公共交通機関の施設（建築物を除く） 33 道路（道路法の道路） 34 公園（児童遊園、都市公園、港湾緑地、動物園、植物園、遊園地） 35 路外駐車場（建築物を除く）（駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。））			

